



藤井社会保険労務士事務所 事務所だより

ニュースレターの日付
第1巻 第1号

2014年4月(第25号)

新しい年度が始まってまもなくひと月が経とうとしています。もうゴールデンウィークですね。皆さまはいかがお過ごしですか。

「事務所だより4月号」をお届けします。日常の業務にお役立ていただければ幸いです。掲載内容に関してご不明な点があれば、どうぞお気軽に当事務所までお問い合わせください。

この号の内容

- 1 育児休業給付金の支給率が上がります
- 2 遺族基礎年金が父子家庭にも支給されます
- 3 雇用促進税制が延長されました
- 4 当事務所から

育児休業給付金の支給率が上がります

雇用保険の被保険者の方が、1歳（保育所に入所できないなど一定の場合は1歳6ヶ月）に満たない子を養育するために育児休業をした場合に、一定の要件を満たすと育児休業給付金を受けることができます。この給付金の支給額は、休業開始前賃金の50%とされていましたが、平成26年4月1日以降に開始する育児休業からは、支給率が引き上げられることとなりました。今回はこの変更点についてご紹介します。

■ 改正後の育児休業給付金の額

①育児休業を開始してから180日目まで

$\text{休業開始時賃金日額} \times \text{支給日数} \times 67\%$

②181日目以降

$\text{休業開始時賃金日額} \times \text{支給日数} \times 50\%$

■ 対象者

雇用保険の被保険者で平成26年4月1日以降に育児休業を開始する方
男女は問いません。

【注】平成26年3月31日までにすでに育児休業を開始している方は、これまでどおり育児休業の全期間について休業開始前賃金の50%が支給されます

■ 支給額(支給単位期間1ヶ月)の上限額と下限額

支給率	上限額	下限額
67%	286,023円	46,431円
50%	213,450円	34,650円

【詳しい内容はこちらをクリック】



<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/000042797.pdf>

遺族基礎年金が父子家庭にも支給されます

国民年金に加入していた（または老齢基礎年金の支給要件を満たした）配偶者（夫）が亡くなった場合、①子のある妻または②子に遺族基礎年金が支給されますが、配偶者（妻）が亡くなっても法律上夫には遺族基礎年金は支給されないこととなっていました。これはかつて「夫が外で働き、妻は専業主婦」という家庭が一般的だったために年金制度上で「男女格差」が生じていたのですが、平成26年4月からは夫にも遺族基礎年金が支給されることになりました。これにより、遺族基礎年金の受給者は「死亡した者（国民年金に加入していた者または老齢基礎年金の資格期間を満たした者）によって生計を維持されていた①子のある配偶者または②子」と改正されました。



雇用促進税制が延長されました

雇用促進税制とは、事業年度中に従業員（雇用保険の一般被保険者）数を5人以上（中小企業は2人以上）かつ10%以上増加させるなど一定の要件を満たした事業主が、法人税（個人事業主の場合は所得税）の税額控除の適用を受けられる制度です。当初平成25年度で終了する予定でしたが、平成27年度まで2年間延長されることになりました。（個人事業主の場合は、平成27年1月1日から平成28年12月31日までの各年）。この制度を利用すると従業員（雇用保険の一般被保険者）数の増加1人あたり40万円の税額控除が受けられます。ただし当期の法人税額の10%（中小企業は20%）が限度です。また適用年度と前事業年度に会社都合で退職している従業員がいないことも制度利用の条件となっています。

【詳しい内容はこちらをクリック】



http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouseisaku/dl/koyousokushinzei_01_leaf.pdf

当事務所から



事務所日より4月号はいかがでしょう。毎年この時期は通勤途中で新入社員らしき人を見かけると、自分自身が新入社員だったころを思い出します。当事務所にも今月から新しいスタッフが加わりました。パワーアップしてサービス向上に努めていきます。今後ともよろしくお祈いします。

藤井社会保険労務士事務所

〒107-0062 東京都港区南青山 2-22-14 フォンテ青山 606号
(社会保険労務士法人アシスト 21内)

TEL 03-3478-0290 FAX 03-6804-2958

Email mayfujii@sr-fujiioffice.com

URL <http://www.sr-fujiioffice.com>

社会保険労務士・ファイナンシャルプランナー
藤井真由美